

商店街にぎわい促進事業補助金交付要綱

制 定 令和6年2月20日経商第1549号（経済局長決裁）

最近改正 令和8年3月31日経商第1695号（経済局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、物価高騰等の影響を受けている商店会等が実施する、広報活動、イベント、販促セール等の来街促進につながる事業、及びそれに付随する GREEN×EXPO 2027 の認知度向上や環境意識向上の取組に要する経費に対し、商店街にぎわい促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するため、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるもののほか、横浜市商店街の活性化に関する条例（平成27年2月横浜市条例第3号。以下「商店街活性化条例」という。）の例による。

(1) 「商店会」とは、次に掲げるいずれかを満たす横浜市内に存する団体をいう。

ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき設立された商店街団体

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された商店街団体

ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づき設立された商店街団体

エ 前各号に掲げる商店街団体に準ずる任意の商店街団体であり、規約等により代表者の定めがあり、商店会等の定款又は規約等において、役員を会員の互選で選出している団体

(2) 「区商店街連合会」とは、前号アからエに規定する団体で構成する各区の連合組織をいう。

(3) 「商店会等」とは、商店会及び区商店街連合会をいう。

(4) 「正会員」とは、商店会等が定める定款又は規約等で規定される会員として商店会等に加盟しており、総会において議決権を有するものをいう。

(5) 「準会員」とは、正会員が商店街内で営む複数店舗のうち、会費の対象となるが、正会員としての議決権の対象とならない追加の店舗をいう。

(6) 「賛助会員」とは、商店会等が定める定款又は規約等で規定される会員として商店会等に加盟しているが、総会において議決権を有しないものをいう。

(7) 「実施期間」とは、業者への発注を行う期間（以下、準備期間という。）、実際にイベントや広報を行う期間（以下、開催期間という。）、及び経費の精算を行う期間（以下、精算期間という。）、この3つを合わせた期間をいう。

(8) 「にぎわい促進枠」とは、補助対象者が令和8年3月1日から令和9年3月31日までに実施する商店会等の来街促進につながる事業をいう。

(9) 「事前申請」とは、にぎわい促進枠において、実施期間が交付決定後から令和9年3月31日までの申請をいう。

(10) 「事後申請」とは、にぎわい促進枠において、開催期間が令和8年3月1日から令和8年5月31日の事業を令和8年6月30日までに申請することをいう。

(11) 「サーキュラーエコノミー推進枠」とは、令和8年8月1日から令和9年3月31日までに実施する GREEN×EXPO 2027 広報ブース設置事業及びサーキュラーエコノミー推進事業をいう。

(12) 「GREEN×EXPO 2027広報ブース設置事業」とは、補助対象者が商店街イベント時などに GREEN×EXPO 2027 広報ブースとスタッフを手配し、実施イベントに関するアンケートを行うとともに、市職員または横浜市指定の委託業者が GREEN×EXPO 2027 を広報する事業をいう。

(13) 「サーキュラーエコノミー推進事業」とは、補助対象者が実施する資源を循環させる経済の仕組み（サーキュラーエコノミー）の推進を図る事業をいう。

(14) 「共同申請」とは、複数の商店会同士または複数の区商店街連合同士が共同で事業を実施する場合に、共同で補助対象者となることをいう。ただし、区商店街連合会とその区商店街連合会に所属していない商店会の共同申請はできない。

(15) 「収益」とは、補助対象事業において商店会として物販を行った際に発生した売上から、販売する物品やその原材料の購入費（以下、原価という。）、を引いたものをいう。

(16) 「協賛金等」とは、補助対象事業に係る、協賛金、出店料収入、有料イベントのチケット収

入、物販の収益など、会費や補助金以外の金銭的収入をいう。

- (17) 「定額支援」とは、補助対象者の店舗や事業を持つ正会員と準会員の会員店舗数の合計が19店舗以下となる場合、区商店街連合会が補助対象者となる場合、及びサーキュラーエコノミー推進枠においては、補助対象経費の20万円まで補助率10割として定額を支援することをいう。具体的には、補助対象経費が20万円未満の場合は補助率を10/10とし、補助対象経費が20万円以上の場合、補助対象経費から20万円を控除した金額に1/2を乗じ20万円を加える。

(補助対象者)

- 第3条 補助対象者は、商店街活性化条例第6条に規定する商店会の責務に基づく活動を日頃から実施している、令和8年2月1日時点で存在する商店会等とする。
- 2 商店会等が複数で共同して事業を実施する場合、共同申請することができる。
 - 3 本補助の交付を受けようとする補助対象者（共同実施する商店会等を含む）は、本市が実施する「脱炭素取組宣言制度」に基づき、脱炭素化の取組を宣言しなければならない。

(補助対象事業及び申請回数)

- 第4条 この要綱における補助対象事業は、にぎわい促進枠とサーキュラーエコノミー推進枠とする。ただし、公序良俗に反する場合は補助対象事業としない。
- 2 補助対象者が他補助金との併用を禁止している補助制度を別途申請している場合は、補助対象事業としない。
 - 3 補助対象者が申請できる回数は、事前申請、事後申請、GREEN×EXPO 2027 広報ブース設置事業、及びサーキュラーエコノミー推進事業でそれぞれ1回ずつとする。ただし、市長が認める場合は、この限りではない。
 - 4 にぎわい促進枠及びサーキュラーエコノミー推進枠の申請においては、複数の補助対象事業をまとめて申請することができる。ただし、事前申請と事後申請の補助対象事業をまとめて申請することはできない。
 - 5 にぎわい促進枠において、共同申請後に再度申請する場合は、その構成商店会を変更することはできない。また、商店会等が単独で補助対象者として一回申請した後に、再度申請する場合も、共同申請をすることはできない。
 - 6 にぎわい促進枠の補助対象事業において、GREEN×EXPO 2027 広報ブースを設置する場合は、GREEN×EXPO 2027 広報ブース設置事業にも合わせて申請するとともに、補助対象者は同一でなくてはならない。
 - 7 サーキュラーエコノミー推進事業の補助対象事業において、GREEN×EXPO 2027 広報ブースを設置する場合は、GREEN×EXPO 2027 広報ブース設置事業にも合わせて申請するとともに、補助対象者は同一でなくてはならない。

(補助対象経費)

- 第5条 にぎわい促進枠及びサーキュラーエコノミー推進事業の補助対象経費は、使用目的が補助対象事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費とし、別表1に定めるとおりとする。
- 2 GREEN×EXPO 2027 広報ブース設置事業の補助対象経費は、使用目的が補助対象事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費とし、別表2に定めるとおりとする。
 - 3 第1項及び前項に規定する補助対象経費は、事後申請を除き、交付決定の日以後に発生した経費とする。
 - 4 補助対象者が、国、県及び本市その他の補助制度を併用する場合、その補助対象経費については、この要綱に定める補助対象経費としない。
 - 5 同一の補助対象事業をにぎわい促進枠とサーキュラーエコノミー推進事業に申請する場合は、当該補助対象経費をそれぞれに振り分け、同一経費を重複して補助対象経費とすることはできない。

(補助率及び補助限度額)

- 第6条 にぎわい促進枠における補助対象経費に乗じる補助率は、別表3に定めるとおりとする。
- 2 にぎわい促進枠における補助限度額は、交付申請時における補助対象者の店舗や事業を持つ正会員と準会員の会員店舗数の合計によって、別表3に定めるとおりとする。ただし、賛助会員及び補助対象者の店舗や事業を持たない正会員は補助限度額の算出根拠には含めない。
- (1) 複数商店会の共同申請時に、それぞれの商店会に重複して加盟している店舗については、1

店舗として数える。

- (2) 区商店街連合会については、会員店舗数にかかわらず一律 1,100,000 円とし、区商店街連合会が共同申請する場合は、構成する区商店街連合会の数に 1,100,000 円を乗じた金額を補助限度額とする。
- 3 サーキュラーエコノミー推進枠における補助対象経費に乘じる補助率及び補助限度額は、別表 4 に定めるとおりとする。
- 4 にぎわい促進枠において、定額支援の対象となる申請は、事前申請または事後申請のどちらか 1 回のみとする。
- 5 GREEN×EXPO 2027 広報ブース設置事業及びサーキュラーエコノミー推進事業はそれぞれ 1 回ずつ定額支援の対象とする。
- 6 補助金額の算出に当たり 1,000 円未満の端数が生じた場合は、1,000 円未満の端数を切り捨てる。
- 7 補助対象経費の算出にあたり 1 円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てる。

(申請期限)

第 7 条 事後申請を除き、補助金の交付申請は準備期間開始前に行うものとし、にぎわい促進枠の事前申請は令和 9 年 2 月 12 日まで、サーキュラーエコノミー推進枠は令和 8 年 6 月 30 日までに申請するものとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

- 2 令和 8 年 6 月 30 日までに提出されたサーキュラーエコノミー推進枠の交付申請額の合計が予算額に達しない場合は、令和 9 年 2 月 12 日まで申請を受け付ける。

(交付申請)

第 8 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、第 2 項及び第 3 項に規定する申請書に、別表 5 に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、市長は必要に応じて、添付書類を省略することができる。

- 2 にぎわい促進枠の 1 回目の申請及びサーキュラーエコノミー推進枠の申請にあたっては、商店街にぎわい促進事業補助金交付申請書（第 1 号様式）を提出しなければならない。
- 3 にぎわい促進枠の 2 回目の申請にあたっては、商店街にぎわい促進事業補助金交付申請書（にぎわい促進枠の 2 回目）（第 1 号様式の 2）を提出しなければならない。
- 4 別表 1 及び別表 2 に定める委託費に該当する 1 件 1,000,000 円未満の支出について、市外事業者が発注する場合は、市外事業者及び市内事業者の見積書等を合わせて徴収し、市外事業者の方が安価であることを示さなければならない。なお、横浜市有資格者名簿に所在地区分が「準市内事業者」で登録されている事業者は、市外事業者に含まない。ただし、業務の性質上、市内事業者からの見積書の徴収を行うことが出来ない場合は、その旨の理由書を作成し、申請書に添付すること。
- 5 前項は事後申請には適用しない。
- 6 補助金規則第 24 条の規定により、補助事業において次の各号に該当する場合は、当該各号に掲げるとおり入札又は見積書の徴収を行わなければならない。また、市内事業者であることを示すために、見積書等徴収先事業者の履歴事項全部証明書（個人事業主は住民票の写し）又は横浜市有資格者名簿の写しを提出すること。ただし、公的書類は、内容が最新のものであって、申請日から 6 か月以内に交付されたものであること。横浜市有資格者名簿は、内容が最新のものであること。
 - (1) 1 件 1,000,000 円以上 10,000,000 円未満の支出に係るものについては、2 者以上の市内事業者から見積書を徴収しなければならない。
 - (2) 1 件 10,000,000 円以上の支出に係るものについては、3 者以上の市内事業者から見積書を徴収又は 5 者以上の市内事業者による指名競争入札を行わなければならない。
- 7 補助金規則第 24 条ただし書に規定する市内事業者による入札又は 2 者以上の見積書の徴収を行わない場合は、次の各号に掲げる場合とする。この場合においては、市内事業者による入札又は 2 者以上の見積書の徴収を行うことができない旨の理由書を作成し、申請書に添付しなければならない。
 - (1) 事業の特殊性・専門性から、市内事業者では履行が困難であると市長が認めたとき。
 - (2) 特許や商標登録等を使用した事業で、権利所有者以外の者と契約する場合、明らかに高額であると市長が認めたとき。
 - (3) その他、事業等の性質上、特定事業者が発注せざるを得ないと市長が認めたとき。

- 8 事業の実施にあたり、申請者（共同実施する商店会等を含む）の代表者が経営する事業者と契約するときは、民法（明治29年法律第89号）第108条の規定に基づき、申請者がそのことを承諾したことを証する書面を申請書と併せて提出しなければならない。

（交付決定等）

第9条 市長は、申請書を受理したときは、審査及び必要な調査等を行い、補助金を交付すべきと認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定する。

- 2 市長は、サーキュラーエコノミー推進枠において、申請期限時点で申請額の合計が予算額を超過した場合は、GREEN×EXPO 2027 広報ブース設置事業を優先し、残余の予算額をサーキュラーエコノミー推進事業に按分して交付を決定する。
- 3 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要な限度において、条件を付することができる。
- 4 市長は、補助金の交付を決定したときは、事後申請を除き、商店街にぎわい促進事業補助金交付決定通知書（第2号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、交付申請者に対し、その旨を通知する。事後申請においては、商店街にぎわい促進事業補助金交付決定兼交付額確定通知書（第11号様式。以下「交付決定兼交付額確定通知書」という。）により、交付申請者に対し、その旨を通知する。
- 5 市長は、補助金を交付しない決定をしたときは、商店街にぎわい促進事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、交付申請者に対し、その旨を通知する。

（申請の取下げ）

第10条 交付申請者が、補助金規則第9条第1項の規定により申請の取下げを行う場合は、商店街にぎわい促進事業補助金交付申請取下届出書（第4号様式）を、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（変更等の承認申請）

第11条 交付決定通知書の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助事業の内容を変更、中止又は廃止する場合は、事前に、商店街にぎわい促進事業補助金変更等承認申請書（第5号様式）に次号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、災害や悪天候によるものなど商店会側の事情によらない変更や市長が認める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 市長は、第1項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められた場合には、商店街にぎわい促進事業補助金変更等承認通知書（第6号様式）により、不適当と認める場合には、商店街にぎわい促進事業補助金変更等不承認通知書（第7号様式）により、それぞれ補助事業者へ通知する。
- 3 前項の通知に基づき補助事業者が補助事業を中止又は廃止した場合は、中止又は廃止した補助事業に係る経費について、第17条の規定に基づき、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（調査、指示及び状況報告）

第12条 補助事業者及び補助事業の実施に係る発注先等は、補助金規則第27条の規定に基づき、市長が必要な調査を実施しようとするときは、これに協力しなければならない。

- 2 市長は、補助事業等の適正な遂行を確保するため、補助事業者及び補助事業の実施に係る発注先等に対し必要な措置を指示することができる。
- 3 補助事業者及び補助事業の実施に係る発注先等は、補助金規則第12条の規定に基づき市長から報告を求められた場合は、速やかに報告書を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第13条 補助事業者は実施期間終了後、補助金規則第14条第1項の規定により、原則として補助事業の実施期間終了の日から30日以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに商店街にぎわい促進事業実績報告書（第8号様式）に別表6に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、市長は必要に応じて、添付書類を省略することができる。

(補助金交付額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による報告があったときは、審査及び必要な調査等を行い、補助金の交付額を確定する。

- 2 補助金の交付確定額は、当該事業の交付決定通知書(第11条第2項の規定により交付決定金額の変更を承認した場合は、商店街にぎわい促進事業補助金変更等承認通知書)に記載された金額を上回らないものとする。
- 3 補助対象経費に補助率を乗じた金額(定額支援が適用される場合は、定額支援を適用した金額)と補助対象事業に係る協賛金等の合計が補助対象経費を上回る場合、補助対象経費から協賛金等を引き千円未満を切り捨てた金額を、補助金交付確定申請額とする。
- 4 市長は、補助金交付額が確定したときは、商店街にぎわい促進事業補助金交付額確定通知書(第9号様式。以下「交付額確定通知書」という。)により、その旨を補助事業者へ通知する。

(補助金交付の請求)

第15条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付額確定通知書又は交付決定兼交付額確定通知書を受け取った後速やかに、商店街にぎわい促進事業補助金交付請求書(第10号様式)を市長へ提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求書を受けた日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第16条 補助事業者は、第12条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を市長の承諾を得ずに、第三者へ譲渡し、又は承継させてはならない。

(交付決定の取消し等)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が第3条第1項の要件を満たさなくなった場合
- (2) 補助金規則第10条又は第19条に該当する場合
- 2 市長は、前項の規定により取消しを行ったときは、商店街にぎわい促進事業補助金交付決定取消通知書(第12号様式)により、補助事業者へ通知する。
- 3 市長は、第1項の規定により取消しを行った場合において、補助事業の当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、当該取消しを行わない。
 - (1) 地震、火災等自然的又は人為的な事象により、補助事業者の責めに帰すことができないもの
 - (2) その他市長が特にやむを得ないと認めた場合

(申請書等の提出方法)

第18条 本要綱に基づき市長へ提出する申請書、届出書、実績報告書及び請求書等の提出方法は、電子メール、FAX、郵送又は持参とする。

(関連書類の保存期間)

第19条 補助金規則第26条の規定に基づく市長が定める書類の保存期間は、5年間とする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第20条 補助事業者は、第13条の規定による実績報告を行った後に消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、商店街にぎわい促進事業消費税仕入控除税額報告書(第13号様式)により、速やかに市長へ報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により報告があった場合は、当該報告の内容を審査し、適当と認められるときは、確定した補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、経済局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1 (第 5 条) にぎわい促進枠及びサーキュラーエコノミー推進事業の補助対象経費基準

経費区分	内容・要件
委託費	<p>事業実施に必要な、成果物の納品を前提とする請負契約、業務遂行を依頼する委任（準委任）契約、又は保険加入に係る費用（保険契約）等</p> <p>例）広報物の制作デザイン、WEB ページ制作、SNS 設計及び管理費、商店会オリジナルグッズの制作、イベント時にスタッフが着用する商店会 T シャツの作成、チラシや商品券の印刷、イベント運営、システム運営、保険料、調査委託、横断幕のクリーニング費、事業に必要な物品の発送に係る委託費等</p> <p>※原則、<u>市内専門事業者</u>に委託する場合に限る（事後申請を除く）。</p> <p>※保険料に関する振込手数料については、振込手数料を取引先が負担しており、取引価格の内数になっている場合は補助対象とする。</p> <p>※成果物については、写真を実績報告時提出すること。</p> <p>※レターパックや書留などを用い郵便局に委託して物品を発送する場合は、経費の支払いを証する書類に加え、理由書、金券類受払簿、及び発送したことが分かる書類等を提出すること。</p>
人件費	<p>事業実施への協力者に対する人件費及び謝金、報償費等</p> <p>※商店会会員への支払は補助対象外</p> <p>※人件費、謝金・報償費については、見積書の代わりに、「人数」「従事日数」「1 日の従事時間」「支給額」が分かる表や資料を別途添付すること。</p> <p>※謝金・報酬費として配布する物品（金券含む）は、<u>補助対象外</u>とする。ただし、商店会が発行する商品券を配布する場合は補助対象とする。その場合、実績報告時に支払いを証する書類として受領書と換金明細の提出すること。</p> <p>※金額が 1,000 円未満の場合は、経費の支払いを証する書類として、受領金額とフルネームのサイン（又は押印）がある領収書（又は受領書）が必要。<u>1,000 円以上の場合、フルネームのサインと住所の記載を必須</u>とする。</p>
景品費	<p>1 景品につき 10,000 円（税込）までを補助対象とする。</p> <p>補助対象経費全体の 30%以下を補助対象とする。</p> <p>※<u>不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）（以下、「景品表示法」という。）における景品類とみなせないもの、現金、及び有料で参加する抽選やゲームの景品</u>、は補助対象外とする。また、景品表示法を遵守すること。</p> <p>※<u>事前にホームページやチラシ等により景品の周知を行うこと。また、周知を行ったことが確認できる資料を、実績報告時に提出すること。これらの資料の提出がない場合、当該景品に係る経費は補助対象外経費となる</u>ことがある。</p> <p>※余った景品は補助対象外とする。</p> <p>※商店会が発行する商品券を補助対象とする場合は、経費の支払いを証する書類として、換金明細を必須とする。</p> <p>※横浜市関連施設の入場券は、<u>30%上限の対象外</u>とする。</p> <p>※商店会が発行していない商品券やチケット（クオカード、ホテルランチ券、横浜市関連施設の入場券等）を補助対象経費とする場合は、金券類受払簿を提出すること。</p>
使用料	<p>機材等の使用料、会場や会議室の借上費、イベントへの出店料等</p>
物品購入費・物品購入予備費	<p>事業実施に必要な物品の購入費</p> <p>※<u>原価（販売する物品やその原材料の購入費）は補助対象外</u>とする。</p> <p>※PC・スマートフォンなどのデジタルデバイスは補助対象外とする。</p> <p>※単価 20,000 円（税込）を超える物品は補助対象外とする。</p> <p>物品購入予備費として計上した経費の見積書は交付申請時に不要とする。</p> <p>実績報告時に対象経費の領収書類の写しを提出すること。</p> <p>※<u>物品購入予備費は補助対象経費全体の 10%以下かつ 5 万円までを補助対象</u>とする。</p>
飲料費	<p>イベント開催日の出演者・運営従事者用の飲料費（酒類を除く）</p> <p>※<u>補助対象経費全体の 10%以下かつ 5 万円までを補助対象</u>とする。</p> <p>※単価 300 円（税込）を超える飲料は補助対象外とする。</p>

(備考)

1 次の各号に掲げる経費は、補助の対象としない。

- (1) 酒類、通信費、光熱費、単価 20,000 円（税込）を超える物品購入費、各種申請手続費、交際費、慶弔費、視察費、代引・振込手数料、食糧費、その他間接経費、及び別表 1 に関わらず実施事業と直接関係しない経費等

- (2) 法令や条例等に抵触する事業及び施設の整備
- (3) 補助金の使途として著しく不適切と判断される経費
- (4) GREEN×EXPO 2027 広報ブース設置に要する費用

2 その他表に定めのない経費の支出については、個別に審査するものとする。

別表 2 (第 5 条) GREEN×EXPO 2027 広報ブース設置事業の補助対象経費基準

経費区分	内容・要件
委託費	GREEN×EXPO 2027 広報ブース設置を専門事業者に委託する場合にかかる経費 ※原則、 <u>市内専門事業者</u> に委託する場合に限る
人件費	GREEN×EXPO 2027 広報ブース設置、又は実施イベントに関するアンケートを行うスタッフの人件費及び謝金 ※商店会会員への支払は対象外 ※人件費、謝金・報償費については、見積書の代わりに、「人数」「従事日数」「1 日の従事時間」「支払額」が分かる表や資料を別途添付すること。 ※ <u>謝金・報酬費として配布する物品(金券含む)は、補助対象外とする。</u> ただし、商店会が発行する商品券を配布する場合は補助対象とする。その場合、実績報告時に支払いを証する書類として受領書と換金明細の提出すること。 ※金額が 1,000 円未満の場合は、経費の支払いを証する書類として、受領金額とフルネームのサイン(又は押印)がある領収書(又は受領書)が必要。 <u>1,000 円以上の場合、フルネームのサインと住所の記載を必須とする。</u>
景品費	実施イベントに関するアンケートに回答してもらうために、回答者に配る景品 1 景品につき 10,000 円(税込)までを補助対象とする。 ※ <u>景品表示法における景品類とみなせないもの、現金、及び有料で参加する抽選やゲームの景品、は補助対象外とする。</u> また、景品表示法を遵守すること。 ※ <u>事前にホームページやチラシ等により景品の周知を行うこと。また、周知を行ったことが確認できる資料を、実績報告時に提出すること。これらの資料の提出がない場合、当該景品に係る経費は補助対象外経費となることがある。</u> ※余った景品は補助対象外とする。 ※商店会が発行する商品券を補助対象とする場合は、経費の支払いを証する書類として、換金明細を必須とする。 ※ <u>横浜市関連施設の入場券は、30%上限の対象外とする。</u> ※商店会が発行していない商品券やチケット(クオカード、ホテルランチ券、横浜市関連施設の入場券等)を補助対象経費とする場合は、金券類受払簿を提出すること。
使用料	GREEN×EXPO 2027 広報ブースを設置するために必要な会場料 等
物品購入費・ 物品購入予備費	GREEN×EXPO 2027 広報ブース設置、又は実施イベントに関するアンケートを行うのに必要となる物品の購入費 ※ <u>原価(販売する物品やその原材料の購入費)は対象外とする。</u> ※PC・スマートフォンなどのデジタルデバイスは補助対象外とする。 ※単価 20,000 円(税込)を超える物品は補助対象外とする。 物品購入予備費として計上した経費の見積書は交付申請時に不要とする。 実績報告時に対象経費の領収書類の写しを提出すること。 ※ <u>物品購入予備費は補助対象経費全体の 10%以下かつ 5 万円までを補助対象とする。</u>
飲料費	イベントアンケートの回収に従事するスタッフ用の <u>飲料費(酒類を除く)</u> ※ <u>補助対象経費全体の 10%以下かつ 5 万円までを補助対象とする。</u> ※単価 300 円(税込)を超える飲料は補助対象外とする。

(備考)

1 次の各号に掲げる経費は、補助の対象としない。

- (1) 酒類、通信費、光熱費、単価 20,000 円(税込)を超える物品購入費、各種申請手続費、交際費、慶弔費、視察費、代引・振込手数料、食糧費、その他間接経費、及び別表 1 に関わらず実施事業と直接関係しない経費 等
- (2) 法令や条例等に抵触する事業及び施設の整備
- (3) 補助金の使途として著しく不適切と判断される経費

2 その他表に定めのない経費の支出については、個別に審査するものとする。

別表3（第6条）にぎわい促進枠の補助率及び補助限度額

補助率	1 / 2
-----	-------

補助対象者の 会員店舗数※1	補助限度額	補助対象者の 会員店舗数	補助限度額
1～19店舗※2	550,000円	150～199店舗	5,500,000円
20～49店舗	700,000円	200～299店舗	7,700,000円
50～99店舗	1,100,000円	300店舗～	11,000,000円
100～149店舗	2,200,000円	区商店街連合会※2	一律1,100,000円※3

※1 補助対象者の店舗・事業を持たない正会員、及び賛助会員は補助限度額の算出根拠には含めない。また、複数商店会の共同申請時に、それぞれの商店会に重複して加盟している店舗については、1店舗として数える。

※2 会員店舗数1～19店舗及び区商店街連合会は、定額支援の対象とする。具体的には、補助対象経費が20万円以上の場合、補助対象経費から20万円を控除した金額に1/2を乗じ、20万円を加えた額を補助金額とする。20万円未満の場合は、補助率を10/10とする。ただし、この定額支援の対象となるのは1回に限る。

※3 会員店舗数によらず補助限度額は一律1,100,000円とする。ただし、区商店街連合会で申請しても、同一区内の商店会の申請回数、補助限度額に影響はない。

別表4（第6条）サーキュラーエコノミー推進枠の補助率及び補助限度額

補助率	1 / 2
-----	-------

事業名	補助限度額
GREEN×EXPO 2027 広報ブース設置事業	200,000円×「設置するイベント数」と1,000,000円の小さいほう※1
サーキュラーエコノミー推進事業	1,000,000円※1

※1 GREEN×EXPO 2027 広報ブース設置事業及びサーキュラーエコノミー推進事業は、それぞれ1回ずつ定額支援の対象とする。補助対象経費が20万円以上の場合、補助対象経費から20万円を控除した金額に1/2を乗じ、20万円を加えた額を補助金額とする。20万円未満の場合は、補助率を10/10とする。

別表5（第8条第1項関係）交付申請提出書類

(1) 事業計画書（第1号様式の3）	・事後申請の場合には、事業計画書に代えて、事業報告書（第8号様式の2）を提出
(2) 定款又は規約等の写し	・複数の商店会等が共同実施する場合は、参加する全ての商店会等の定款又は規約等の写しがあること。
(3) 会員名簿の写し	・正会員、準会員、賛助会員が分かるようにすること。 ・店舗名、代表者名、店舗所在地、を記入すること。 ・会員数が分かるように、番号を振ること。
(4) 役員名簿の写し	・複数の商店会等が共同実施する場合は、参加する全ての商店会等の役員名簿の写しがあること。
(5) 見積書等経費の内訳がわかる書類	原則、委託費については市内事業者に発注すること。 【①1件の金額が100万円未満の委託費の場合】 市外事業者に発注を希望する場合は、市外事業者及び市内事業者の見積書等を徴収し、市外事業者の方が安価であることを示すこと。 ※横浜市有資格者名簿に所在地区分が準市内事業者で登録されている事業者は、市外事業者に含まない。 ※業務の性質上、市内事業者からの見積書の徴収を行うことが出来ない場合は、その旨の理由書を作成し、申請書

	<p>に添付すること。</p> <p>【②1件の金額が100万円以上1,000万円未満の場合】 2者以上の市内事業者から徴収した見積書等の写し</p> <p>【③1件の金額が1,000万円以上の場合】 3者以上の市内事業者から徴収した見積書等の写し 5者以上の市内事業者による指名競争入札の結果が分かる書類の写し（入札書の写し及び入札てん末書の写し）</p> <p>【②③の注意点】 100万円以上の見積書等については、市内事業者であることを示すために、見積書等徴収先事業者の履歴事項全部証明書（個人事業主は住民票の写し）又は横浜市有資格者名簿の写しを提出すること。ただし、公的書類は、内容が最新のものであって、申請日から6か月以内に交付されたものであること。横浜市有資格者名簿は、内容が最新のものであること。 次の場合においては、市内事業者による入札又は2者以上の見積書の徴収を行うことができない旨の理由書を作成し、申請書に添付しなければならない。 ・事業の特殊性・専門性から、市内事業者では履行が困難であると市長が認めたとき。 ・特許や商標登録等を使用した事業で、権利所有者以外の者と契約する場合、明らかに高額であると市長が認めたとき。 ・その他、事業等の性質上、特定事業者に発注せざるを得ないと市長が認めたとき。</p> <p>【事後申請の場合】 見積書等経費の内訳がわかる書類に代えて、経費の支払いを証する書類（領収書等）の写しを添付（1件あたり1,000,000円以上の場合には、2者以上の市内事業者の見積書等と領収書等のいずれも添付）</p>
(6)「脱炭素取組宣言」を行ったことが分かる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の商店会等が共同実施する場合は、参加する全ての商店会等の「脱炭素取組宣言」を行ったことが分かる書類があること。
(7)事後申請の場合、事業の実施状況がわかる写真及び成果物（チラシ等）の資料	<ul style="list-style-type: none"> ・委託費用を用いて制作した成果物がある場合は、その写真を取り提出すること。 ・景品については、事前にホームページやチラシ等により周知を行ったことが確認できる資料を提出すること。
(8)その他、市長が必要と認める書類	

別表6（第13条第1項関係）実績報告提出書類

(1)事業報告書（第8号様式の2）	
(2)経費の支払いを証する書類（領収書等）の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ただし、1件の金額が1,000,000円以上の支出に係るものについては、市長が必要と認めた場合には契約書等の写しを提出しなければならない
(3)事後申請の場合、事業の実施状況がわかる写真及び成果物（チラシ等）の資料	<ul style="list-style-type: none"> ・委託費用を用いて制作した成果物がある場合は、その写真を取り提出すること。 ・景品については、事前にホームページやチラシ等により周知を行ったことが確認できる資料を提出すること。
(4)その他、市長が必要と認める書類	

商店街にぎわい促進事業補助金交付申請書

(申請先)
横浜市長

申請者 千
住 所
団 体 名
役 職
代表者氏名
(TEL)

商店街にぎわい促進事業補助金の交付を受けたいので、商店街にぎわい促進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び商店街にぎわい促進事業補助金交付要綱を遵守します。

1 補助金交付申請額

¥ _____

※1,000円未満切り捨て

2 申請枠（該当する項目にレ点を記入）

にぎわい促進枠

事前申請 事後申請

サーキュラーエコノミー推進枠

GREEN×EXPO 2027 広報ブース設置事業 サーキュラーエコノミー推進事業

3 関係書類（添付する場合、レ点を記入）

(1) 事業計画書（第1号様式の3）

事後申請の場合には、事業計画書に代えて、事業報告書（第8号様式の2）を提出

(2) 定款又は規約等の写し

(3) 正会員名簿の写し

(4) 役員名簿の写し

(5) 見積書等経費の内訳がわかる書類

事後申請の場合には、見積書等経費の内訳がわかる書類に代えて、経費の支払いを証する書類（領収書等）の写しを添付

（1件あたり1,000,000円以上の場合には、見積書等と領収書等のいずれも添付）

(6) 「脱炭素取組宣言」を行ったことが分かる書類

(7) 事後申請の場合、事業の実施状況がわかる写真及び成果物（チラシ等）の資料

(8) その他、市長が必要と認める書類

4 宣誓事項（全ての項目にレ点を記入）

法令、条例、規則、本要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に違反しないこと。違反した場合、補助金の一部又は全部を返還すること。

本申請書を含めて提出する書類に虚偽の記入や偽りの証明が無いこと。

市長が補助金の活用状況について調査を行うときは、聴取や資料の提出等に協力すること。

補助事業の実施にあたっては、国、都道府県その他の地方公共団体又は本市の補助金を、同一経費に併用しないこと。

商店街にぎわい促進事業補助金交付申請書（にぎわい促進枠の2回目）

（申請先）
横浜市長

申請者 千
住 所
団 体 名
役 職 名
代表者氏名
(TEL)

商店街にぎわい促進事業補助金の交付を受けたいので、商店街にぎわい促進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び商店街にぎわい促進事業補助金交付要綱を遵守します。

1 補助金交付申請額

¥ _____ . ____

※1,000円未満切り捨て

2 これまでのにぎわい促進枠の交付確定額（交付額が確定していない場合は交付決定額）

¥ _____ . ____

3 申請枠（該当する項目にレ点を記入）

にぎわい促進枠 事前申請 事後申請

4 関係書類（添付する書類にレ点を記入）

※1回目の申請から内容に変更がない場合(2)(3)(4)(6)の書類は提出を省略可能

(1) 事業計画書（第1号様式の3）

事後申請の場合には、事業計画書に代えて、事業報告書（第8号様式の2）を提出

(2) 定款又は規約等の写し

(3) 正会員名簿の写し

(4) 役員名簿の写し

(5) 見積書等経費の内訳がわかる書類

事後申請の場合には、見積書等経費の内訳がわかる書類に代えて、経費の支払いを証する書類（領収書等）の写しを添付

（1件あたり1,000,000円以上の場合には、見積書等と領収書等のいずれも添付）

(6) 「脱炭素取組宣言」を行ったことが分かる書類

(7) 事後申請の場合、事業の実施状況がわかる写真及び成果物（チラシ等）の資料

(8) その他、市長が必要と認める書類

5 宣誓事項（全ての項目にレ点を記入）

法令、条例、規則、本要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に違反しないこと。違反した場合、補助金の一部又は全部を返還すること。

本申請書を含めて提出する書類に虚偽の記入や偽りの証明が無いこと。

市長が補助金の活用状況について調査を行うときは、聴取や資料の提出等に協力すること。

補助事業の実施にあたっては、国、都道府県その他の地方公共団体又は本市の補助金を、同一経費に併用しないこと。

商店街にぎわい促進事業 事業計画書

1 実施概要

団体名			
	会員店舗数の合計： _____ 店舗 補助限度額： _____ 円(A)		
事業内容（複数ある場合は付番のうえ、列記）	時期	場所	
上記の実施内容により、来街促進を図ります。			
測定方法	<input type="checkbox"/> 推定 <input type="checkbox"/> 抽選会参加人数 <input type="checkbox"/> 人流データ等 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）		
目標来街者数	_____ 人（※イベント実施時のみ）		
国・県・市の 他補助制度への申請	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 該当あり（他補助金の申請（予定）があり） 補助制度名：「 _____ 」 → <input type="checkbox"/> 同一補助対象経費を、重複申請していません。		
事業連絡担当者 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ場合は、レ点を記入。 右欄は記載不要。	役職・氏名..... 電話番号..... Eメールアドレス.....		
脱炭素取組宣言	当補助金の申請にあたっては、「脱炭素取組宣言」を必須としています。 >>>脱炭素化の取組を宣言しました <input type="checkbox"/>		
広報協力 のお願い	申請事業を本市や区のウェブサイトやSNSにおいて広報します。 広報を希望されない方はレ点を記入 → <input type="checkbox"/> 広報を希望しません		

2 収支計画書

(1) 消費税について（該当する項目にレ点を記入）

補助対象経費に消費税を 含める 含めない

※消費税及び地方消費税の申告により仕入控除を受ける場合は、税抜金額で算定することとします。

(2) 支出

(単位:円)

	費目	内容	予定金額
補助対象経費	委託費		
	人件費 ※人件費を申請する場合、レ点を記入すること		
	(レ点を記入) →	<input type="checkbox"/> 人件費の対象者に商店会会員は含まれていません。	
	景品費 ※補助対象は対象経費全体の30%以内		
		横浜市関連施設の入場券 ※景品費の上限対象外	
	(レ点を記入) →	<input type="checkbox"/> 景品表示法を確認し、遵守する事業計画にしました。	
使用料			
物品購入費			
物品購入予備費	<input type="checkbox"/> 支出予定 ※補助対象経費全体の10%かつ5万円まで	予定金額 _____円	
飲料費			
補助対象経費 小計			(B)
補助対象外経費	他の補助金で申請した経費や、上限超過により補助対象外になった経費		
		補助対象外経費 小計 ※見積書等不要	
		合計（総事業費）	(C)

※補助対象経費、補助対象外経費については、要綱「別表1」を確認してください。

(3) 交付申請額の上限

補助限度額	=		円	…(A)
これまでのにぎわい促進枠の交付確定額（又は交付決定額）	=		円	…(D)
交付申請額の上限 (E) = (A) - (D)	=		円	…(E)

(4) 交付申請額

該当するいずれかの項目にレ点と金額を記入

ア 定額支援を適用しない場合

補助対象経費合計	=		円	…(B)
(B) × 補助率(1/2)の千円未満切り捨て	=		円	…(F)
本申請の交付申請額 (G) = (E)と(F)の小さい方	=		円	…(G)

イ 定額支援を適用する場合

※にぎわい促進枠：会員店舗数1～19店舗又は区商店街連合会（1回のみ）

※サーキュラーエコノミー推進枠：すべて

ア 補助対象経費合計(B)が20万円以上の場合

補助対象経費合計	=		円	…(B)
{(B) - 20万円} × 1/2 + 20万円}の千円未満切り捨て	=		円	…(F)
本申請の交付申請額 (G) = (E)と(F)の小さい方	=		円	…(G)

イ 補助対象経費合計(B)が20万円未満の場合

補助対象経費合計	=		円	…(B)
(B)の千円未満切り捨て	=		円	…(F)
本申請の交付申請額 (G) = (E)と(F)の小さい方	=		円	…(G)

(5) 収入

区分	内 容	金額
会費等	<input type="checkbox"/> 会費充当 <input type="checkbox"/> 協賛金(※) <input type="checkbox"/> 出店料収入(※) <input type="checkbox"/> 物販の収益(※) <input type="checkbox"/> その他()	
交付申請額	(G)	
他の補助金		
合 計	<=総事業費(C)>	

※実績報告においては、協賛金等の金額をご報告ください。

補助対象経費に補助率を乗じた金額（定額支援が適用される場合は、定額支援を適用した金額）と補助対象事業に係る協賛金等の合計が補助対象経費を上回る場合、補助対象経費から協賛金等を引き千円未満を切り捨てた金額を、補助金交付確定申請額とします。

団体名
代表者

様

横浜市長

印

商店街にぎわい促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日に申請（申請枠： ）がありました商店街にぎわい促進事業補助金については、次の条件を付けて交付することを決定しましたので通知します。

1 補助金交付決定額

¥ _____ . -

2 補助対象者

3 交付時期

貴団体からの適法な請求書を受理した後、30日以内に交付します。

4 交付条件

- (1) この補助金は、商店街にぎわい促進事業実施のために使用し、他に流用しないでください
- (2) 補助事業の内容を変更、中止又は廃止する場合は、事前に商店街にぎわい促進事業補助金変更等承認申請書（第5号様式）を提出し、市長の承認を受けてください。
- (3) 補助事業が予定の期間内に終了する見込みがないとき若しくは完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けてください。
- (4) 本補助金の交付条件に違反した場合、又は下記のいずれかに該当する場合には、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、既に交付した補助金について全部又は一部の返還を求めることがあります。
ア 横浜市補助金等の交付に関する規則及び商店街にぎわい促進事業補助金交付要綱及び補助金の交付決定の内容に違反したとき。
イ 虚偽の申請、報告又は不正な行為によって補助金の交付を受けたとき。
- (5) この補助金の用途について、必要があると認められる場合は、調査し又は報告を求めることがあります。
- (6) 補助事業の実施期間後、要綱第12条に定める期限までに、商店街にぎわい促進事業実績報告書（第8号様式）を提出してください。
- (7) 補助事業の完了後、消費税額の申告によって補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、商店街にぎわい促進事業消費税仕入控除税額報告書（第13号様式）により速やかに市長に報告し、当該消費税仕入控除税額を返還してください。
- (8) 事業の実施に関しては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに留意してください。
- (9) 補助対象事業に係る、協賛金、出店料収入、物販の収益など、会費や補助金以外の金銭的収入である協賛金等を実績報告時に報告してください。

担 当：

T E L：

F A X：

団体名
代表者 様

横浜市長 印

商店街にぎわい促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請（申請枠： ）がありました商店街にぎわい促進事業補助金については、交付しないことと決定しましたので通知します。

不交付の理由

担 当 :
TEL :
FAX :

商店街にぎわい促進事業補助金交付申請取下届出書

（届出先）
横浜市長

申請者 千
住 所
団 体 名
役 職 名
フリガナ
代表者氏名
（TEL ）

年 月 日に申請（申請枠： ）した商店街にぎわい促進事業補助金交付申請
を次の理由により取り下げたいので、届け出ます。

取下げの理由

商店街にぎわい促進事業補助金変更等承認申請書

(申請先)
横浜市長

申請者 千
住 所
団 体 名
役 職 名
代表者氏名
(TEL)

年 月 日 第 号で交付決定を受けた商店街にぎわい促進事業補助金について、次のとおり（変更・中止・廃止）をしたいので承認いただきたく、商店街にぎわい促進事業補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき申請します。

1 (変更・中止・廃止) の理由

2 (変更・中止・廃止) の内容

(1) 補助事業の概要

	変 更 前	変 更 後
交 付 額	¥ _____ . ー	¥ _____ . ー
申 請 内 容		

(注) 事業計画書に準じて記入してください。

(2) 消費税について（該当する項目にレ点を記入）

補助対象経費に消費税を 含める 含めない

※消費税及び地方消費税の申告により仕入控除を受ける場合は、税抜金額で算定することとします。

(3) 支出

(単位:円)

	費目	内容	予定金額
補助対象経費	委託費		
	人件費 ※人件費を申請する場合、レ点を記入すること		
	(レ点を記入) →	<input type="checkbox"/> 人件費の対象者に商店会会員は含まれていません。	
	景品費 ※補助対象は対象経費全体の30%以内		
		横浜市関連施設の入場券 ※景品費の上限対象外	
	(レ点を記入) →	<input type="checkbox"/> 景品表示法を確認し、遵守する事業計画にしました。	
	使用料		
	物品購入費		
	物品購入予備費	<input type="checkbox"/> 支出予定 ※補助対象経費全体の10%かつ5万円まで	予定金額 _____円
	飲料費		
	補助対象経費 小計		(B)
補助対象外経費	他の補助金で申請した経費や、上限超過により補助対象外になった経費		
	補助対象外経費 小計 ※領収書等不要		
	合計（総事業費）		(C)

※補助対象経費、補助対象外経費については、要綱「別表1」を確認してください。

(4) 交付申請額の上限

補助限度額	=		円	…(A)
これまでのにぎわい促進枠の交付確定額（又は交付決定額）	=		円	…(D)
交付申請額の上限 (E) = (A) - (D)	=		円	…(E)

(5) 交付申請額

該当するいずれかの項目にレ点と金額を記入

ア 定額支援を適用しない場合

補助対象経費合計	=		円	…(B)
(B) × 補助率(1/2)の千円未満切り捨て	=		円	…(F)
本申請の交付申請額 (G) = (E)と(F)の小さい方	=		円	…(G)

イ 定額支援を適用する場合

※にぎわい促進枠：会員店舗数1～19店舗又は区商店街連合会（1回のみ）

※サーキュラーエコノミー推進枠：すべて

ア(イ) 補助対象経費合計(B)が20万円以上の場合

補助対象経費合計	=		円	…(B)
{(B) - 20万円} × 1/2 + 20万円}の千円未満切り捨て	=		円	…(F)
本申請の交付申請額 (G) = (E)と(F)の小さい方	=		円	…(G)

イ(イ) 補助対象経費合計(B)が20万円未満の場合

補助対象経費合計	=		円	…(B)
(B)の千円未満切り捨て	=		円	…(F)
本申請の交付申請額 (G) = (E)と(F)の小さい方	=		円	…(G)

(6) 収入

区分	内 容	金額
会費等	<input type="checkbox"/> 会費充当 <input type="checkbox"/> 協賛金(※) <input type="checkbox"/> 出店料収入(※) <input type="checkbox"/> 物販の収益(※) <input type="checkbox"/> その他()	
交付申請額	(G)	
他の補助金		
合 計	<=総事業費(C)>	

※実績報告においては、協賛金等の金額をご報告ください。

補助対象経費に補助率を乗じた金額（定額支援が適用される場合は、定額支援を適用した金額）と補助対象事業に係る協賛金等の合計が補助対象経費を上回る場合、補助対象経費から協賛金等を引き千円未満を切り捨てた金額を、補助金交付確定申請額とします。

団体名
代表者 様

横浜市長 印

商店街にぎわい促進事業補助金変更等承認通知書

年 月 日に申請がありました商店街にぎわい促進事業補助金の変更等について、次のとおり承認します。

1 既に受けた交付決定通知書の年月日及び番号

年 月 日 第 号

2 変更等の内容

	変 更 前	変 更 後
交 付 額	¥ _____ . -	¥ _____ . -
申 請 内 容		

担 当 :
TEL :
FAX :

団体名
代表者 様

横浜市長

印

商店街にぎわい促進事業補助金変更等不承認通知書

年 月 日に申請がありました商店街にぎわい促進事業補助金の変更等については、審査の結果、不承認としましたので通知します。

不承認の理由

担 当：
TEL：
FAX：

商店街にぎわい促進事業補助金実績報告書

(報告先)
横浜市長

申請者 千
住 所
団 体 名
役 職 名
代表者氏名
(TEL)

年 月 日 第 号で交付決定を受けた商店街にぎわい促進事業について、
商店街にぎわい促進事業補助金交付要綱第13条の規定に基づき関係書類を添えて実績を報告しま
す。

1 補助金交付確定申請額

¥ _____ . 二

※1,000円未満切り捨て

2 申請枠（該当する項目にレ点を記入）

にぎわい促進枠

事前申請 事後申請

サーキュラーエコノミー推進枠

GREEN×EXPO 2027 広報ブース設置事業 サーキュラーエコノミー推進事業

3 添付書類（該当する項目にレ点を記入）

(1) 事業報告書(第8号様式の2)

(2) 経費の支払いを証する書類（領収書等）の写し（ただし、1件の金額が1,000,000円以上
の支出に係るものについては、市長が必要と認めた場合には契約書等の写しを提出しなけれ
ばならない）

(3) 事業の実施状況がわかる写真及び成果物（チラシ等）の資料

(4) その他、市長が必要と認める書類

商店街にぎわい促進事業 事業報告書

1 実施概要

団体名			
後援名義(ある場合)			
実施した事業の詳細内容（複数ある場合は付番のうえ、列記）	時期	場所	

2 効果測定

来街促進効果	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明		
測定方法	<input type="checkbox"/> 推定 <input type="checkbox"/> 抽選会参加人数 <input type="checkbox"/> 人流データ等 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
来街者数	人（イベント実施時のみ）	交付申請書の目標来街者数	人
商店会の所感 ※可能ならば、 平時や昨年同イベント との比較を記入	（記入例:普段より2割多い来街で、初めての来街者もいました。）		
会員店舗の声			
来街者の声			
販売促進効果	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明 ※効果不明の場合は、根拠と所感の記載は不要		
根拠	<input type="checkbox"/> 会員店舗の売上 <input type="checkbox"/> 抽選券の配布枚数 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
商店会の所感 ※可能ならば、 販売金額、又は平時 や昨年同イベントと の比較を記入	（記入例:抽選券が2000枚利用されるなど、売上が平時に比べ2割増した会員店舗もありました。）		
商店会活動に 参加する会員の 割合の変化と 商店会の所感	<input type="checkbox"/> 増えた <input type="checkbox"/> 減った <input type="checkbox"/> 変わらない ※変わらない場合、所感の記載は不要 （記入例:イベントを通して、清掃等の商店会活動に参加してくれる会員が増えました。）		
会員同士の 結びつきの変化 と商店会の所感	<input type="checkbox"/> 強まった <input type="checkbox"/> 弱まった <input type="checkbox"/> 変わらない ※変わらない場合、所感の記載は不要 （記入例:イベント準備のためコミュニケーションを図ったことで、結束力が増したと感じます。）		

3 収支決算書

(1) 消費税について（該当する項目にレ点を記入）

補助対象経費に消費税を 含める 含めない

※消費税及び地方消費税の申告により仕入控除を受ける場合は、税抜金額で算定することとします。

(2) 支出

(単位：円)

	費目	内容	金額
補助対象経費	委託費		
	人件費 ※人件費を申請する場合、レ点を記入すること		
	(レ点を記入) →	<input type="checkbox"/> 人件費の対象者に商店会会員は含まれていません。	
	景品費 ※補助対象は対象経費全体の30%以内		
		横浜市関連施設の入場券 ※景品費の上限対象外	
(レ点を記入) →	<input type="checkbox"/> 景品表示法を確認し、遵守して事業を実施しました。		
使用料			
物品購入費			
飲料費			
	補助対象経費 小計		(B)
補助対象外経費	他の補助金で申請した経費や、上限超過により補助対象外になった経費		
	補助対象外経費 小計 ※見積書等不要		
	合計（総事業費）		(C)

補助対象経費、補助対象外経費については、要綱「別表1」を確認してください。

(3) 交付決定額

交付決定額（事後申請の場合、交付申請額の上限）	=		円	…(D)
※交付申請額の上限とは、 補助限度額からこれまでのにぎわい促進枠の交付確定額（又は交付決定額）を引いた額				

(4) 交付確定申請額

ア、イの該当する項目にレ点と金額を記入

ア 定額支援を適用しない場合

補助対象経費合計	=		円	…(B)
(B) × 補助率(1/2)	=		円	…(E)

イ 定額支援を適用する場合

ア) 補助対象経費合計(B)が20万円以上の場合

補助対象経費合計	=		円	…(B)
((B) - 20万円) × 1/2 + 20万円)	=		円	…(E)

イ) 補助対象経費合計(B)が20万円未満の場合

補助対象経費合計	=		円	…(B)かつ(E)
----------	---	--	---	-----------

ウ、エの該当する項目にレ点と金額を記入

ウ 協賛金等（協賛金、出店料収入、物販の収益 等）がない場合

交付確定申請額 (G)	=		円	…(G)
= (D)と「(E)の千円未満切り捨て」の小さい方	=			

エ 補助対象事業に係る協賛金等がある場合

協賛金等（協賛金、出店料収入、物販の収益）	=		円	…(F)
(E) + (F) < (B)ならば、交付確定申請額 (G)	=		円	…(E)
= (D)と「(E)の千円未満切り捨て」の小さい方	=			
(E) + (F) > (B)ならば、交付確定申請額 (G)	=		円	…(G)
= (D)と「{(B) - (F)}の千円未満切り捨て」の小さい方	=			

(5) 収入

区分	内 容	金額
会費	<input type="checkbox"/> 会費充当 <input type="checkbox"/> その他 ()	
交付確定申請額(G)		
協賛金等(F)		
(レ点を記入) →	<input type="checkbox"/> 協賛金等の収入は、(F)以外にありません。	
他の補助金		
合 計 <=総事業費(C)>		

団体名
代表者

様

横浜市長

印

商店街にぎわい促進事業補助金交付額確定通知書

年 月 日に実績報告（申請枠： ）がありました商店街にぎわい促進事業については、次の条件を付けて補助金を交付することを確定しましたので通知します。

1 補助金交付確定額

¥ _____ . -

2 補助対象者

3 補助金の交付時期

適法な請求書を受理した後、30日以内に交付します。

4 交付条件

- (1) この補助金は、商店街にぎわい促進事業実施のために使用し、他に流用しないでください
- (2) 本補助金の交付条件に違反した場合、又は下記のいずれかに該当する場合には、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、既に交付した補助金について全部又は一部の返還を求めることがあります。
ア 横浜市補助金等の交付に関する規則及び商店街にぎわい促進事業補助金交付要綱及び補助金の交付決定の内容に違反したとき。
イ 虚偽の申請、報告又は不正な行為によって補助金の交付を受けたとき。(3) この補助金の使途について、必要があると認められた場合は、調査し、又は報告を求められます。
- (4) 事業完了後に、消費税額の申告によって補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、商店街にぎわい促進事業消費税仕入控除税額報告書（第13号様式）により速やかに市長に報告し、当該消費税仕入控除税額を返還してください。
- (5) 本件関係書類は、要綱第20条の規定により、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管してください。

担 当：
TEL：
FAX：

商店街にぎわい促進事業補助金交付請求書

(請求先)
横浜市長

請求者 千
住 所
団 体 名
役 職 名
フリガナ
代表者氏名 印 (※)

(TEL)

年 月 日 第 号で交付額確定を受けた商店街にぎわい促進事業補助金を
請求します。

補助金交付請求額 ¥ _____ . 一

補助金振込先金融機関

金融機関の名称		支店等の名称	
	銀 行 信用金庫		支 店 出張所
預金種別	普通 当座	口座番号	
(フリガナ)			
口座名義人			

※ 請求者と口座名義人が同じ場合は、押印を省略できます。
請求者と口座名義人が異なる場合は、上記の「代表者氏名」欄の右に押印のうえ、下記に記名・
押印をお願いします。

請求補助金については、上記口座に振り込んでください。

団 体 名

役 職 名

代表者氏名 印 (※)

団体名
代表者 様

横浜市長 印

商店街にぎわい促進事業補助金交付決定兼交付額確定通知書

年 月 日に事後申請及び実績報告がありました商店街にぎわい促進事業補助金については、次の条件を付けて交付することを決定しましたので通知します。

1 補助金交付決定兼交付確定額

¥ _____ . -

2 補助対象者

3 補助金の交付時期

適法な請求書を受理した後、30 日以内に交付します。

4 交付条件

- (1) この補助金は、商店街にぎわい促進事業実施のために使用し、他に流用しないでください
- (2) 本補助金の交付条件に違反した場合、又は下記のいずれかに該当する場合には、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、既に交付した補助金について全部又は一部の返還を求めることがあります。
 - ア 横浜市補助金等の交付に関する規則及び商店街にぎわい促進事業補助金交付要綱及び補助金の交付決定の内容に違反したとき。
 - イ 虚偽の申請、報告又は不正な行為によって補助金の交付を受けたとき。(3) この補助金の用途について、必要があると認められた場合は、調査し、又は報告を求めることがあります。
- (4) 事業完了後に、消費税額の申告によって補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、商店街にぎわい促進事業消費税仕入控除税額報告書（第 13 号様式）により速やかに市長に報告し、当該消費税仕入控除税額を返還してください。
- (5) 本件関係書類は、要綱第 20 条の規定により、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間、保管してください。

担 当：
TEL：
FAX：

第 年 月 日
年 月 日

団体名
代表者 様

横浜市長 印

商店街にぎわい促進事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日 第 号により交付決定した商店街にぎわい促進事業補助金については、次の理由により補助決定の (全部・一部) を取り消すこととしましたので通知します。

取消しの理由

担 当 :
TEL :
FAX :

年 月 日

商店街にぎわい促進事業 消費税仕入控除税額報告書

(提出先)
横浜市長

報告者 千
住 所
団 体 名
役 職 名
代表者氏名

(TEL :)

年 月 日 第 号により補助金の確定通知を受けた商店街にぎわい促進事業補助金について、下記のとおり報告します。

(単位 : 円)

1	補助金交付額確定通知書の金額	
2	補助金交付額確定時における 消費税等仕入控除税額 (A)	
3	消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に 係る消費税等仕入控除税額 (B)	
4	補助金返還相当額 (B - A)	